

Global Tax Update

インドネシア

デロイトトーマツ税理士法人

2018年1月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

インドネシアが国別報告書(CbC レポート)の詳細なガイダンスとなる実施規則を発行

インドネシア税務総局(DGT)は、2017年初頭に発行した移転価格文書に関する2016年度財務省規定第213号(PMK-213) ([2017年1月インドネシアニュースレター](#)参照)に続き、待望の国別報告書の導入に関する実施規則No.29/PJ/2017(PER-29)を発行した。

PMK-213とPER-29は、経済協力開発機構(OECD)が税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトの行動13(多国籍企業の企業情報の文書化)を通じて定めた報告要件と導入ガイドライン及び国別報告書の導入目的に対するその後のガイダンスと広く整合する規定となっている。

PER-29は、以下の事項に関する詳細なガイダンスを提供している。

- インドネシアにおいてどのような事業グループ／多国籍企業グループに国別報告書の提出が要請されるのか
- 国別報告書の提出の一環として何を準備及び提出する必要があるか
- インドネシアにおいて国別報告書の準備及び提出が必要となる時期

PER-29は2017年12月29日より有効であり、インドネシアでの2016会計年度以降の国別報告書の提出要件をカバーしたものとなっている。本ニュースレターでは、PER-29の主な内容を要約し、インドネシアの納税者に対してインドネシアにおける国別報告書の要件に関する説明を行う。

(1) インドネシアにおいてどのような事業グループ／多国籍企業グループに国別報告書の提出が要請されるのか？

PMK-213と同様に、以下のいずれかの基準を満たす現地納税者が、インドネシアにおいて国別報告書の準備及び提出が必要となる。

- 事業グループの親会社¹に該当し、連結ベースでの総収入がIDR11,000,000,000,000(11兆ルピア)以上の納税者(プライマリ ファイリング メカニズム: Primary Filing Mechanism)
 - プライマリ ファイリング メカニズムの下では、PER-29はグループ会社の親会社である現地納税者が代理提出の選択が出来ないことを明確にしている。つまり、現地の親会社はインドネシアでの国別報告書の義務を果たすために、インドネシア国内又は海外にある他の会社を代理として指名することができず、当該親会社自身がインドネシアで国別報告書を準備し提出する必要があることを示している。
- 親会社が外国に所在する事業体²(Constituent Entity)であり、当該国において
 - 国別報告書の提出が要請されていない; 又は
 - インドネシア政府との間で適格当局間合意(QCAA³: Qualifying Competent Authority Agreement)がない; 又は

¹ 親会社とは、(a)直接的または間接的に一つ以上の他の事業グループの企業に所有されていない又は(b)連結財務諸表を作成する義務を有さない他の企業によって直接的または間接的に所有されている企業と定義されている。

² 事業体(Constituent Entity)とは、国別報告書でカバーされる親会社及び事業グループの構成企業

³ インドネシア政府の管轄当局と相手国／管轄区域の管轄当局との間において国別報告書の自動交換を要請した合意

- 前述の合意が存在するにもかかわらず、国別報告書をインドネシア政府が入手できない(セカンダリ ファイリング メカニズム: Secondary Filing Mechanism)

セカンダリ ファイリング メカニズムの場合、PER-29 は、国別報告書の提出が必要となる要件を親会社及び事業体の基準が満たされている場合に限定している。当該基準は以下の表のとおりである。

親会社の基準	事業体の基準
親会社の該当となる会計年度の連結ベースの総収入(連結財務諸表に基づく)が下記の金額以上 1) 親会社の所在する国/管轄区域が国別報告書の提出を要請しない場合、7 億 5,000 万ユーロ(2015 年 1 月 1 日時点の機能通貨による換算); 又は 2) 親会社の所在する国/管轄区域において国別報告書を提出する要件となる閾値が設定されている場合にはその連結ベースの総収入	a. 多国籍企業グループの各個別の事業体であり親会社の連結財務諸表に含まれている又は事業規模や重要性の考慮のために除外されている事業体; 及び／又は b. 別個の財務諸表を有する上記の事業体のすべての恒久的施設(PE)

ただし、PER-29 は、セカンダリ ファイリング メカニズムの下で、親会社が海外に所在しインドネシアで国別報告書を提出する義務が課される現地納税者に対して、親会社が代理親会社(Surrogate Parent Entity⁴)を指名し次の要件を満たすことで、当該義務が免除されると定めている。

- a. 現地納税者が DGT に対して代理親会社に関する通知書を提出する、かつ
- b. 代理親会社の所在する国/管轄区域において
 - 1) 国別報告書の提出が要請されている;かつ
 - 2) QCAA によりインドネシア政府が国別報告書を入手可能

上記の例として、親会社が米国に所在しているが英国(UK)などの条件を満たす国に所在する子会社を指名し、英国において多国籍企業グループの国別報告書を提出する場合には、インドネシアで現地納税者が国別報告書を提出する必要はない。

(2) 国別報告書の提出の一環として何を準備及び提出する必要があるか？

PER-29 では、国別報告書の通知書(Notification form⁵)の提出を通じて DGT へ国別報告書について通知することを要請している。通知書では一般的に現地納税者が国別報告書を提出する義務があるかどうかについての表明をすることが求められている。以下の表は、各事業グループ/多国籍企業グループの下で提出する必要がある書類の種類をまとめたものである。

企業の分類	書類
事業グループのインドネシアの親会社でありインドネシアで国別報告書の提出が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知書 ・ 国別報告書; 及び ・ 国別報告書のワーキングペーパー(PMK-213 の付表 E)
インドネシアの事業体(親会社が外国に所在)でありインドネシアで国別報告書の提出が不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知書
インドネシアの事業体(代理親会社が外国に所在)でありインドネシアで国別報告書の提出が不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知書
インドネシアの事業体(親会社が外国に所在)でありインドネシアで国別報告書の提出が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知書 ・ 国別報告書
インドネシアの納税者であり関連者間取引があるがインドネシアで国別報告書の提出が不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知書

PER-29 では、事業グループの親会社がインドネシアに所在する場合のみ国別報告書のワーキングペーパーの提出が必要とされていることが明確化された。

4 代理親会社とは、外国に所在する親会社が親会社の代理として指名した他の事業体

5 通知書の様式は PER-29 の付表にて提供されている

前述の書類は、DJP Online(DGT の公式ウェブサイト)を通して提出されなければならないが、DJP Online を使用できない場合には直接 DGT に提出することも出来る。また、PER-29 は原則として、税務当局間での情報交換及び多国籍企業グループからの情報の受領のために BEPS 行動 13 の一環として OECD が推奨する XML(Extensible Mark-up Language)を使用して電子的に提出されなければならないと定めている。

通知書及び／又は国別報告書の提出時に、納税者は受領書を受け取る。当受領書は、毎年度の法人所得税申告書に添付する必要があり、当受領書が国別報告書の代わりとなる。そのため、国別報告書そのものは毎年度の法人所得税申告書に添付する必要はない。

(3) インドネシアにおいて国別報告書の準備及び提出が必要となる時期

国別報告書は現地納税者の会計年度終了時点から 12 カ月以内に準備(available)が必要である。通知書及び国別報告書(要件に該当する場合はワーキングペーパーも必要)はどちらも次の期限までに同時に提出することが必要となる。

- 2016 年度については会計年度終了後 16 カ月
- 2017 年度以降については会計年度終了後 12 カ月

PER-29 は、親会社の 2016 会計年度よりインドネシアにおいて国別報告書の提出が必要になると定めている。

また、PER-29 では、インドネシア政府が国別報告書を入手することができない場合、DGT が QCAA があるものの国別報告書の入手が出来なかった国／管轄区域のリストをウェブサイト上で発表し、その後 3 カ月以内に現地納税者は国別報告書を提出しなければならないと定めている。3 カ月の期間が過ぎた後、現地納税者が国別報告書を提出しなかった場合は、DGT が書簡の日付から 30 日後を期日とした正式な要請書を発行する。

(4) その他の重要な留意点

1) 罰則

PER-29 は、必要な期日内に国別報告書の必要書類の提出が出来なかつたことにより生じる可能性のある罰則又は影響を明確には定めていない。ただし、年次法人所得税申告書に通知書及び／又は国別報告書の受領書を添付しなかつた場合には、年次法人所得税申告書が不完全であるとみなされる可能性があり、100 万ルピアの罰金または未払税金の最大 50% の罰金が科されるおそれがある。

2) QCAA における国別報告書の交換

インドネシアはこれまでに、2017 年 12 月時点で有効な情報交換協定によると 46 カ国との QCAA に署名している。現在までに、68 カ国が OECD の国別報告書の交換に関する多国間の当局間合意(MCAA⁶: Multilateral Competent Authority Agreement)に署名している。ただし一部の国では、国別報告書の交換は 2017 年 1 月 1 日以降(シンガポール、ブラジルなど)又は 2018 年 1 月 1 日以降(マレーシア、スイスなど)に開始する課税年度から有効となっていることに留意が必要である。OECD は、そのような国／管轄区域に所在する多国籍企業グループの親会社が、2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の国別報告書を自発的に提出すること(voluntarily filing)が認められるべきであると推奨している。これにより、セカンダリ ファイリング メカニズムの下で国別報告書の提出が要請される国において提出期日を順守する条件を満たすこととなる。しかし、PER-29 ではそのような言及はなされていない。したがって、現地納税者は、国別報告書の申請状況と要件について、親会社と協議する必要がある。

それ以外のケースとして、インドネシアで国別報告書を提出する目的で、親会社と現地納税者との間の課税年度のずれの問題が生じる可能性がある。PER-29 は、課税年度のずれがある場合の提出義務に関するガイダンスや移行措置を定めていない。

さらに、PER-29 は、OECD が国別報告書に関する実施ガイドラインで推奨した通知書の提出期日に関して柔軟な対応を示していない。

3) 米国との国別報告書の交換

米国はまだ OECD の MCAA に署名しておらず、国別報告書を交換するための二国間 QCAA もインドネシアと締結していない⁷。したがって、米国に本拠を置く多国籍企業グループがインドネシアに子会社を持つ場合、国別報告書をセカンダリ ファイリング メカニズムの下で提出するか、又はインドネシアで国別報告書を提出する必要がないという条件([上述](#))を満たすための代理親会社を指定する必要がある。

6 国別報告書の交換関係(OECD のウェブサイト(英語))

7 米国内国歳入庁(Internal Revenue Service)の 2018 年 1 月 12 日時点の情報 IRS ウェブサイト(英語))

4) デロイトの結論

PER-29 の発行は、BEPS プロジェクトの行動 13 を通じて OECD が定める新しい移転価格規則を明確化するための DGT の継続的な努力を反映している。DGT によるこの規則の発行は予定されていたものであり、国別報告書の順守要件を満たすために期限が迫っていることを考慮すると非常に有用な指針である。

海外の親会社が 7 億 5,000 万ユーロの総収入の閾値を超える場合、かつ MCAA が締結されていない国に所在する状況では、インドネシアの租税条約や税務情報交換協定などの二国間協定に基づいて国別報告書の情報交換が行われるかどうかは不明である。したがって、そのような多国籍企業グループは、2016 年度は 16 カ月の期限までにインドネシアで国別報告書の提出をする準備をすべきである。あるいは、インドネシアで国別報告書を提出する必要がないという免除を得るために、別の国/管轄区域(インドネシアとの QCAA を有する)に所在する代理親会社を指名することもできる。

この規則に示された条件によると、インドネシアは OECD の BEPS プロジェクトにコミットしていることが十分に明らかである。国別報告書の導入に関するこの新しい規則は、国別報告書の提出に関する順守要件を現地納税者が理解するための明確な道筋を示している。2016 会計年度に関する国別報告書の最初の提出期日が 2018 年 4 月であることを考慮すると、納税者は確実に順守要件を満たすこと、及び事業グループ／多国籍企業グループ内の担当者と連携して必要な情報を効率的に準備することが不可欠である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二

kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二

damurayama@deloitte.com

マネジャー 大久保 圭祐

keisokubo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

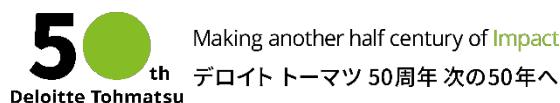
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバー・ファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバー・ファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家について、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバー・ファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバー・ファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバー・ファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等することはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001